

課題の特定3

争点整理と課題設定を比較してみると

争点整理	課題設定
<ul style="list-style-type: none">• 過去の事実の認定に重点を置く傾向• 当事者のどちらに責任があるかを問う傾向• 結果として請求内容の範囲内での(量的)解決にとどまる傾向	<ul style="list-style-type: none">• 将来に当事者がどのように取り組むことができるかを考えさせる傾向• 過去の事実や当事者の責任の所在に重点を置かない傾向• 結果として、申立人からの請求内容にとどまらず、当事者間の問題の総合的(質的)解決に至る傾向

課題設定

要求をすぐに結論に結びつけず、双方が利害・本音を反映して話し合える中立的な課題(問い)として一旦確定させる。

- ✓ 適当なレベルに〈抽象化〉されているか
- ✓ 双方のバランスを考えて〈中立化〉されているか
- ✓ 〈作業化〉の道筋はあるか

定石として考慮すべき課題

- 金銭
- 連絡方法
- この後の手続

扱いに留意すべき言葉

事実

- 事実を知りたいという当事者ニーズは大切
- (対話型)調停人は事実を認定する立場にはない
「.....の事実の有無」→「.....の経緯」

責任、過失

- 相手に責任を負って欲しいという当事者ニーズは大切
- (対話型)調停人は責任の所在を確定する立場にはない
「.....についての過失の有無」→「.....の状況」

課題の特定 Q&A

- 一方当事者のみが関心を持つ話題は課題に取り上げるべきか？
- 過去のことを取り上げてはいけないのか？
- すべての課題を調停内で解決するべきか？
違うとすればどこまで？